日付：平成25年10月22日

〇福生市環境基本条例
平成14年３月29日条例第17号
福生市環境基本条例

目次
前文
第１章 総則（第１条―第７条）
第２章 基本的施策（第８条―第11条）
第３章 効果的推進のための施策（第12条―第20条）
第４章 福生市環境審議会（第21条）
第５章 雑則（第22条）
附則

私たちのまち福生市は、美しく連なる山並みを望み、静かに流れる多摩川の東側に南北に横たわる、武蔵野台地にひらけたまちです。武蔵野の面影を残す玉川上水、自然のままの雑木林を残している公園や、文化財としては素朴ながらも荘厳な社寺など、自然の色彩や文化の香り豊かで恵まれた自然環境のもと、住宅都市、商業都市として発展してきました。

しかし、都市化の進展に伴った消費文明の浸透は、廃棄物の増大や大気、水質、土壌の汚染など都市生活型の環境問題をもたらしました。そして私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地域の環境にとどまることなく、地球全体の環境にも大きな負荷を与え、地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っています。

私たちは、良好な環境のもとで健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。そのためには、自らが環境に負荷を与えている立場にあることを深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかなければなりません。

このような認識のもとに、人と自然との共生を基本としながら、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が持続的に良好で恵み豊かな環境を享受できるまちづくりを目指して、この条例を制定します。

第１章 総則

（目的）

第１条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、福生市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにする とともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる循環型社会を構築し、良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（２） 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（３） 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（４） 循環型社会 廃棄物等の発生の抑制、資源の循環的な利用の促進及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。

（基本理念）

第３条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これ

を将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
２ 環境の保全等は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。
３ 環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（協働の責務）
第４条 市、市民及び事業者は、基本理念に基づき、環境の保全等を図るため、互いに協働するよう努めるものとする。

（市の責務）
第５条 市は、基本理念に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な計画を策定し、推進する責務を有する。
２ 市は、基本理念に基づき、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
３ 市は、環境の保全等を図る上で、市民及び事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

（市民の責務）
第６条 市民は、基本理念に基づき、その日常生活において、環境への負荷を低減するとともに、公害の防止、自然環境の適正な保全等に努めなければならない。
２ 市民は、前項に定めるもののほか、市及び地域社会と協働して積極的に環境の保全等に努めるものとする。

（事業者の責務）
第７条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、自然環境の適正な保全等のために必要な措置を講ずる責務を有する。
２ 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
３ 事業者は、前２項に定めるもののほか、市及び地域社会と協働して積極的に環境の保全等に努めるものとする。

第２章 基本的施策
（基本施策）
第８条 市長は、環境の保全等を図るための基本施策として、次に掲げる施策を推進するものとする。
（１）公害の防止に関すること。
（２）緑地、河川、土壌、地下水、湧水その他の自然環境の保全等に関すること。
（３）人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
（４）良好な都市環境の確保に関すること。
（５）資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
（６）地球温暖化の防止、オゾン層保護等の地球環境の保全に関すること。
（７）前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

（環境基本計画）
第９条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、福生市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。
２ 環境基本計画は、環境の保全等について、次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）目標及び基本理念
（２）施策の基本方向
（３）環境配慮指針
（４）前３号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３ 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ福生市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
４ 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
５ 前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての指針）

第 10 条 市長は、環境に影響を及ぼすとみられる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等に積極的に配慮するものとする。
２ 市長は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（年次報告書）
第 11 条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状及び環境の保全等に関して講じた施策等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第３章 効果的推進のための施策
（環境影響評価）
第 12 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するための必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の減量等の促進）
第 13 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理、物品等の調達その他の事業の実施に当たって、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
２ 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（監視等の体制の整備）
第 14 条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

（情報の提供等）
第 15 条 市は、環境の保全等に関する施策の推進に資するため、環境の状況、環境の保全等に関する情報の収集に努めるとともに、市民及び事業者の権利及びその利益の保護に配慮しつつ、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

（環境学習の推進）
第 16 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

（自発的活動の推進）
第 17 条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する団体により行われる環境の保全等に関する自発的な活動が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（施策の評価）
第 18 条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進ちょく状況を必要に応じて評価するものとする。

（国、東京都等との協力）
第 19 条 市は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力し、その推進に努めるものとする。

（地球環境の保全等の推進）
第 20 条 市は、国等と連携し地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に資する施策を積極的に推進するものとする。

第４章 福生市環境審議会
（環境審議会）
第 21 条 市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として福生市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２ 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
（１）環境基本計画に関する事項
（２）環境の保全等の施策に関する事項
（３）その他環境の保全等に関する基本的事項
３ 審議会は、前項の市長の諮問に応じて答申を行うほか、同項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
４ 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織する。
（１）市民
（２）事業者
（３）学識経験を有する者
５ 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章 雑則
（委任）
第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この条例は、平成 14 年 10 月１日から施行する。